

# 福生市教育委員会会議録

平成20年第1回定例会

- 1 開催年月日 平成20年1月25日(金)
- 2 開始時刻 午前10時00分
- 3 終了時刻 午前10時43分
- 4 場 所 福生市教育委員会 2階会議室
- 5 出席委員 委 員 長 長 谷 川 貞 夫  
委員長職務代理者 平 野 裕 子  
委 員 加 藤 美 子  
委 員 渡 辺 浩 行  
教 育 長 宮 城 眞 一
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 次 長 宮 田 満  
参 事 川 越 孝 洋  
庶 務 課 長 福 島 秀 男  
主 幹 吉 澤 淳  
社 会 教 育 課 長 戸 室 幸 治  
スポーツ振興課長 野 方 孝  
図 書 館 長 森 田 秀 敏  
指 導 主 事 並 木 茂 男
- 8 傍聴人 なし

(裏面に続く)

## 9 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第1号 福生市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則について

日程第4 議案第2号 福生市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長に委任する規程の一部改正について

日程第5 議案第3号 福生市外国人学校保護者補助金交付要綱の一部改正について

日程第6 議案第4号 福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について

日程第7 議案第5号 福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について

日程第8 議案第6号 福生市公立学校教科用図書採択要綱の一部改正について

日程第9 議案第7号 福生市学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

日程第10 その他報告事項

午前 10 時 00 分 開会

委員長 おはようございます。ただいまから平成 20 年第 1 回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第 19 条の規定に基づきまして、平野裕子委員、渡辺浩行委員の両名を署名委員として指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第 2、教育長報告。教育長から御報告をお願いします。

教育長 年が明けましたといひましても、もう 1 月も下旬になってしまいました。本日はその平成 20 年第 1 回の定例教育委員会に御出席をいただきましてありがとうございます。第 1 回目ということでございますので、改めましてこの一年もよろしく御指導賜りますよう、事務局職員を代表いたしましてお願い申し上げる次第でございます。

去る 14 日に開催をさせていただきました成人式におきましては、委員各位には御出席をいただきまして大変ありがとうございました。今年も成人式実行委員によります企画、運営、進行で執り行われたわけでございます。若干、雰囲気としては、昨年に比べますとざわつきといったようなものも感じてはありましたが、かといって場内が荒れるといったこともなく無事終了いたしましたところでございます。当日は式典を盛り上げていただくために、多くの方々の御支援があったところでございます。改めまして感謝を申し上げ、御礼を申し上げます。

それでは幾つか御報告を申し上げます。学校教育関係といたしまして、東京都学力向上調査につきましてでございます。昨年 12 月のときに今後のこの学力向上調査等、国が行いますもの、あるいは東京都が行いますものにつきましては、福生市の教育委員会としても、各学校においてはそれを受けていくということで、確認をいただいたものでございますが、今月 17 日に各小・中学校で東京都が実施いたします学力向上調査につきまして、行われたところでございます。

対象、並びに調査の内容でございますが、今年は、昨年から文部科学省の調査が入ったこともありまして、東京都としては全校調査で行うものと、抽出によって行うものとの区分がされたところでございます。全校調査につきましては、小学校は 5 年生、中学校は 2 年生でございますけれども、全 10 校で学習に関する意識調査と、問題解決能力等に関する調査が行われています。

また、学校抽出による調査も行われておりまして、小学校の4年生と中学校の1年生が対象になっております。福生市におきましては、小学校は4校で、320人がこの調査を受け、中学校は1校、220人程が受けているところでございます。抽出の調査につきましては、学習に関する意識調査については同様でございましたが、もう一点は基礎的・基本的事項に関する調査、いわゆる基礎的な学力調査ということになりましょうか。これにつきましては2教科でございまして、小学校は国語・算数、中学生は国語・数学の調査が行われております。特段、これといって混乱もなく、各学校では執り行われたところでございます。

なお、結果の公表につきましては6月ごろに見込まれておりまして、その時点で改めてこの結果についての取り扱いにつきましては御協議をいただきますが、特に抽出調査ということになりますと、学校の特定がかなりしやすくなるといったようなことも出てまいりますので、そういう点で結果の取り扱いを慎重にしていりたいと、このようには考えているところでございます。

続きまして、学校関係の二つ目としては、公立学校教育研究会の研究発表のことでございます。1年間の研究の成果の発表ということで2月13日の午後2時、市民会館小ホールで開催をする予定でございます。今年度からは各小・中学校、校種別に行われております教科等の研修に加えまして、小・中学校が連携をして合同で行う研究事業の取組がされてきたところでございます。これらの取組によります1年間の教育研究につきまして、その研究の成果を発表しようと、こういうことになっているものでございます。委員各位におかれましては、御都合がつくようであれば御出席をいただきまして、その発表などについて御覧をいただき、また次回の委員会等でその発表の状況等につきまして、評価や御意見等いただけましたら大変ありがたく存ずるところでございます。

なお、今年度は小・中学校が合同で行う研究会が、10月3日には中学部会で、また11月7日も同じく中学部会で行われておりました。そして1月23日には小学校部会が各学校で行われたわけでございますが、そのそれぞれの研究の時には小・中学校それぞれの教員がその研究授業に参加をし、3回程連携をもった合同研究という形で行われております。

続きまして、二つ目には社会教育、生涯学習関係で、「ふっさっ子の広場」に関係いたしました機構会議が、去る1月22日に開催をいたしております。この機構会議におきましては、現在第六小学校で行われておりま

すモデル校における実施状況等々を御説明させていただきました。またそこにおけます課題等につきましても報告をしたところでございます。それから二つ目としては、平成 20 年度の新規開設校の準備状況につきまして、第三小学校、第五小学校、第七小学校が予定をいたしておりますが、その目下の学校との接触状況等を御説明申し上げたところでございます。そしてもう一つは新規指導員の採用につきまして御協議をいたしたところでございました。

続きまして市の動向として、平成 20 年度の予算編成状況につきまして若干触れさせていただきます。今月に入りまして 21 日から市長によりまず予算全体の査定が行われたところでございます。それまでの間に各部局におけます要求と、それから部長段階での復活折衝等が行われてきたわけでございますが、目下歳入見込みが 196 億 8,000 万円でございますが、一方歳出要求が 199 億 7,000 万円で、約 3 億円の財源不足といった状況がありまして、この調整が行われているわけでありまして。各部局におきましてはその配当財源枠の中で、削減、あるいはやりくりといったことで、その不足の 3 億円を埋めようとしているわけでございますが、実際問題としてその調整には難航いたしておるところでございます。

福生市全体の財政力といたしましては、歳入の規模、特に自主財源であります市税の状況、市税の担税力といいますが、つまり個人や法人等の税の負担能力の問題でございますけれども、そういう担税力からみますと、190 億円が福生市におけるガイドラインではないかと、私どもとしてはみているわけでございます。これを超えますような予算編成をいたしますと、例えば、基金の取り崩しでありますとか、更には今以上に地方債といいますが、いわゆる借金を増やすといった状況になってまいりますので、こういう基金がやがて払底をしたり、あるいは地方債が更に増加をしていくということになりますと、借入金の返済が増える分いわゆる行財政サービスにつきましても、一気に引き下げをしなければならないことが想定をされるわけでございます。市としてもまた市長としても、慎重な財政運営が必要だろうということで、この 190 億円というガイドラインを何とか維持しながら予算を組めないかと、苦勞をいたしているわけでございます。

本日の時点では大変申し訳ない次第でございますが、まだそのような状況の中でありまして、教育費につきましての措置状況を、お示しすることができない状況でありまして、この点はお詫びを申し上げるところでございます。次回の委員会にお示しをするときには、市長から、その予算案に

対する教育委員会の意見聴取といった形になってしまう状況でございます。十分な審議をいただくという状況にはなくなってしまうわけですが、福生市の状況につきまして特段の御理解をいただきたいと思っております。

続きまして会議の報告として、都市教育長会でございますが、去る1月16日に教育長会を開催いたしております。特に当日の会議で御報告をする案件はございません。なお当日は都市教育長会と、東京都教育委員会との連絡会が持たれまして、教育長会からは17項目にわたります要望、質問事項を提示してあったわけですが、このことにつきまして東京都教育委員会から関係の部課長が出席をいたしまして、その回答等を含めました説明があったところでございました。

私からは以上のとおり御報告させていただきます。

委員 長 ありがとうございます。教育長からの御報告が終わりました。質問がありましたらお願いいたします。

平野委員 「ふっさっ子広場」の機構会議が行われたということですが、こちらでは新規開設に向けての、それに関わるような課題などの提示があったのでしょうか。

教育 長 新規開設で課題になりますのは、どの場所でできるかというのが最大の問題です。学校側の調整は、学校側もやはり最近では少人数指導でありますとか、特別支援指導でありますとかで、教室のやりくりが非常に難しい状況がありまして、かなり厳しい折衝をしなければならない学校があるという状況ではあります。

委員 長 教育長、今の御質問に関して教育委員会としても、各学校に対して最大限の協力をするという要望をしておくと思うのですが、皆さんどうでしょうか。学校現場は、学校の原理・原則、あるいは面があります。それはよくわかりますが、やはり「ふっさっ子の広場」も市全体を挙げての取組でございますし、市民のためですということ、きっと御理解はしてくださるものの、教育行政の方々が交渉するときに「是非最大限の御協力を」というお願いを、ここの教育委員会として要望したほうが良いという感じがするのですけれども。

(「賛成です」との声あり)

委員 長 では、そういう御協力を要望していることを決めておきましょう。

教育 長 ありがとうございます。では、学校に対するそれぞれ要請は事務局でさせていただきます。

委員 長 是非協力をお願いいたします。

私から、この抽出校は、福生市の小学校の場合 7 校中 4 校ですが、これは都が決めた学校ですか。

指導 主 事 抽出校の選択については、東京都の抽出の基準により抽出された学校と、学校からの希望により、東京都で調整して抽出校になったものとの 2 種類がございます。

委員 長 そうすると東京都の抽出基準と、市内の希望とがあったということですね。東京都の抽出基準というのはどういう内容ですか。答えられる範囲で教えてください。

指導 主 事 無作為で抽出です。

委員 長 分かりました。ほかにもございますでしょうか。

加藤 委員 「ふっさっ子広場」についてですが、新規指導員の採用ということは、今の状況では、指導される方が足りないということですか。それとも先のことを考えていらっしゃるのですか。

教育 長 新しい 3 校の指導員の募集のことです。

加藤 委員 どういう形の募集ですか。

教育 長 公募でやっています。

加藤 委員 大体何名ぐらいですか。

教育 長 今は第六小学校で 3 名体制ですので、基準としては各校 3 名と考えています。

社会教育課長 統括指導員が一人、指導員がお二人の 3 名を公募いたします。

加藤 委員 はい、わかりました。

委員 長 もちろん、遊びや学力等々にボランティアで御協力いただく方々が明らかに足りないことは事実ですので、是非各委員も人を探していただいて、御推薦いただければありがたいのかもしれないですね。

加藤 委員 私の町会の回覧板に「ふっさっ子広場」のお知らせが入ってまいります。その回覧板などを利用して公募してもよろしいのではないかと思います。

委員 長 よろしいでしょうか。それではほかに質問がないようですので教育長報告を終わりたいと思います。

次に日程第 3、議案第 1 号、福生市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務 課 長 それでは日程第 3、議案第 1 号、福生市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則について、その提案理由並びに内容について説明申し上げ

げます。2ページをお開き願います。

提案理由でございますが、教育委員会事務局の位置はこの規則により定められております。御案内のとおり、現在建設中の新庁舎が本年3月の末をもって竣工し、4月に教育委員会事務局も新庁舎に移転いたしますことから、規定を改める必要がありますので、本議案を提出するものでございます。

それでは内容でございますが、3ページをお開きください。併せて附属資料の1の新旧対照表も御覧ください。本文中の「北田園二丁目9番地1」を「本町5番地」に改めようとするものでございます。なお附則といたしまして、教育委員会規則で定めるとしてありますけれども、これは移転の期日がまだ予定でございますので、確定した時点で改めて教育委員会規則で定めようとするものでございます。説明は以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたら願います。

質疑がないようでございますのでお諮りいたします。議案第1号は原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 よって議案第1号は原案のとおり可決することといたします。

ここで審議についてお諮りいたします。日程第4、議案第2号から日程第8、議案第6号までは引用法令の改正に伴う改正で、関連がありますので一括審議としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議がないということで、日程第4、議案第2号から日程第8、議案第6号までを一括して庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それではお許しをいただきましたので、議案第2号から議案第6号までの提案理由並びに内容につきまして、一括して説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、ただいま委員長からお話がございましたように、この6件の規則等は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、あるいは学校教育法の改正によりまして、条または項がずれたことに伴い、当該条項を引用しているこれら6件の規則等の条項の改正をいたそうとするものでございます。

内容でございますが、恐れ入ります、附属資料の2から6を用いまして御説明いたします。まず議案第2号、福生市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長に委任する規程の一部改正についてでござ



います。附属資料の2をお開き願います。第1条にある「第26条第2項」の文言を「第26条第3項」に改めようとするものでございます。

続きまして議案第3号、福生市外国人学校保護者補助金交付要綱の一部改正についてでございます。附属資料の3をお開き願います。第2条第1号にある「第83条」の文言を「第134条」に改めようとするものでございます。

次に議案第4号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正についてでございます。附属資料4をお開き願います。第1条中にある「第25条及び第40条」の文言を「第19条及び第49条」に、第2条の第2号から第4号にある「第23条」「第39条第2項」「第22条第1項」、こちらをそれぞれ「第18条」「第18条」「第17条第1項」に改めようとするものでございます。

次に議案第5号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正についてでございます。附属資料は5でございます。第1条中にある「第75条」の文言を「第81条」に改め、第2条の第2号から第4号にある「第23条」「第39条第2項」「第22条第1項」をそれぞれ「第18条」「第18条」「第17条第1項」に改めようとするものでございます。

次に議案第6号、福生市公立学校教科用図書採択要綱の一部改正についてでございます。附属資料は6でございます。第10条中にある「附則第107条」を「附則第9条」に改めようとするものでございます。

これらの規則等の施行日等でございますが、引用する法律の施行日が平成20年4月1日でございますので、すべて同年4月1日といたすものでございます。説明は以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか、ございませんようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第2号、福生市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長に委任する規程の一部改正について、議案第3号、福生市外国人学校保護者補助金交付要綱の一部改正について、議案第4号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について、議案第5号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について、及び議案第6号、福生市公立学校教科用図書採択要綱の一部改正については、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員 長 はい、御異議なしと認めます。よって議案第 2 号から議案第 6 号は原案のとおり可決することといたします。

続きまして日程第 9、議案第 7 号、福生市学校給食センター運営審議会委員の委嘱についてを議案といたします。学校給食課長より内容説明をお願いいたします。

学校給食課長 それでは議案第 7 号、福生市学校給食センター運営審議会委員の委嘱について提案理由の説明を申し上げます。14 ページをお開きいただきたいと思ひます。

福生市学校給食センター運営審議会条例第 4 条第 2 項の規定に基づきまして、昨年 10 月 3 日に辞職されました福生市立第二小学校 P T A 会長の後任に、福生第二小学校 P T A 副会長の柴崎氏を在任期間の本年 6 月 28 日まで委嘱しようとするものでございます。以上簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がございますでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。お諮りいたします。議案第 7 号は原案のとおり可決することに御異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員 長 異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は原案のとおり可決することといたします。

次に日程第 10、その他報告事項について説明願ひます。

まず平成 19 年第 4 回福生市議会定例会についてですが、教育次長お願いいたします。

教育次長 その他報告事項、1 といたしまして、平成 19 年第 4 回福生市議会定例会、12 月議会の結果について報告いたします。会期は 12 月 4 日から 12 月 21 日まで、18 日間ございました。案件ですが、議案が 16 件ございました。

議案のうち主なものといたしましては、平成 19 年度福生市一般会計補正予算第 3 号がございます。今回一般会計におきまして歳入・歳出それぞれ 373 万円を補正いたしまして、歳入・歳出のそれぞれの総額は 229 億 3,755 万 7,000 円となりました。教育費では今回、平成 20 年度分の青少年海外派遣委託を、平成 19 年度末までに契約しなければなりませんので、必要な予算 720 万円を債務負担行為として追加補正いたしました。

次に福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例についてでございますが、条例第 3 条第 2 項第 2 号中「P T A 会長」を「P

ＴＡの代表」に改め、今後はＰＴＡ会長に限定せず、ＰＴＡ代表の中から幅広く委嘱が可能にしようとするため、条例の一部を改正いたしました。

一般質問については、17名の議員からございましたが、教育委員会関係の質問は8名の議員からございました。質問の内容等につきましては、御配付の資料17ページから23ページに掲載したとおりでございますので、後程お目通しをお願いいたします。以上平成19年第4回福生市議会定例会につきましての御報告でございます。

委員長 ありがとうございます。御質問等ございますか。

平野委員 16ページの給食費のことですけれども、給食費は3年未納が続くと、その後は不納欠損処分として、集金できなくなるということですね。その額は、年間約200万円から250万円ぐらいあるようですが、その中に同じ方はいらっしゃるのかということと、そういう方に対しての法的措置を考えていかなければいけないのではないかと思ったのです。羽村市では、契約制度のような形をとると聞いていますが、本市でも何か対策を考えていらっしゃいますか。

学校給食課長 まず現在の未納の状況ですが、土曜日や日曜日に未納の家に訪問しております。實際上80世帯ぐらいございまして、訪問宅は毎回同じところでほぼ固定をしております。羽村市の契約制について、課内でも検討しております。悪質な未納者につきましては簡易裁判所からの督促をするような措置がとれますので、内容の研究をしているところでございます。

不納欠損については、民法上では2年の時効ですが、この不納欠損につきましては運営審議会等で協議をして、現在3年で不納欠損をさせていただいております。ですから4年目に集金ができなかった額が、自動的に不納欠損になるシステムになっております。以上でございます。

教育長 債権の時効が2年ですので、結局その時効にかかって処分をせざるを得ないということです。

委員長 いろいろと御検討いただきたいのですが、例えば羽村市の例のような事業をすることになりますと主体は、運営審議会になりますか。

学校給食課長 羽村市のような制度にしますと、申し込まなかった子どもたちには給食は食べさせないのかという問題もございます。また、現在、給食費の取り扱いの基準等を作成しており、その中に悪質な未納者についての法的措置等の部分を講じることができるよう文面を入れさせていただきまして、法的措置を講じていきたいと考えております。この基準については、今後の教育委員会でお諮りをしていき、教育委員会で決定後、運営審議会等に

報告等をさせていただく予定と考えております。

教 育 長 事務局で主体的に原案をつくりまして、定例会にお諮りをしたいと思っております。

委 員 長 よろしいですか、ほかにございますか。

ないようでしたら私から報告させていただきます。先程、事務局が配ってくださった平成 20 年 1 月 22 日に行われました、東京都市町村教育委員会連合会の常任理事会、並びに理事会、そのあと行われた研修会について、簡単に御報告いたします。

この常任理事会は、福生市が常任理事なのですが、誰が理事になるかということは教育委員のどなたでもいいそうです。前清水委員長が理事を務めて、その理事の中から選ばれて常任理事になったもので、引き継ぐことで、6 月中が任期だそうであります。そして、今回もう一回行くと常任理事が解かれまして、単なる理事に福生市はなります。常任理事会とそれから理事会の議題は全く同じものです。お読みいただいて次回の折でも、私に質問していただければよろしいかと思いますが、今後の、次年度の日程が少し載っておりますので、便利かと思ってお配りさせていただきました。

お手元にはお配りしていませんけれども、理事研修会ということで、多摩教育事務所長の柴崎さんが講師として、学校教育の現状と課題について、非常に盛りだくさんのお話をいただきました。その中に、福生市に関することでは、放課後子どもプランが現在 17 市 2 町 107 ヲ所で行われていることです。東京都全体では 464 ヲ所であるそうです。それが平成 20 年度には 680 ヲ所になるそうです。この箇所というのは小学校が場ですから、小学校の数ということになります。そして、福生市の話だけを取り上げておられて、福生の特色としてはその地域に住んでいる私立学校の方、及び国立学校等に行っている方々もその対象であるということが特色であるということと、学力向上だとか補習的なこともしているということも、御報告としてなさっておられました。

そのほか今我々が今後検討していかなければいけないものに、小・中学校連携、小・中一貫教育がありますけれども、そのことがどの程度行われているのか、あるいは学校評議員の制度、学校運営協議会、地域教育懇談会等々のお話も出てまいりまして、現代の教育課題を山ほど、1 時間で述べてくださいました。御質問があれば、私にはフォローしきれない面もありますが、協議会の中でお話させていただきますことで、御報告いたします。

そのほかにございますか。

スポーツ振興課長

昨年 12 月に中央体育館のトレーニング室で起きた事故後の対応についてでございます。マシン等の点検等を踏まえて再開の時期を考えておりましたが、今までのバーベルその他、重量物が置いてあったフリーウエイトを、ラック型で枠に入ったプレートを、ワイヤーで引っ張るというようなマシンに少し取り替えをしまして、安全にトレーニングができるような形で 2 月 1 日から再開することとしました。今まで利用されている方には、若干不満があるかと思いますが、公共施設として、市民に対応していくには、余りにも危険なリスクが大き過ぎたこともございますので、その旨を利用者の皆さんに御理解をいただいて、再開をしていきたいと考えています。

また、12 月の暮れになりまして、民間のスポーツ施設が閉鎖をするので、トレーニング室にある利用可能なマシンを福生市に寄付をしたいという話がありました。それを受けまして、急遽予算流用をし、搬送・点検作業をいたしまして、2 月 1 日のオープンとなりましたので御報告をさせていただきます。

委 員 長

ありがとうございました。

それではほかにはないようでありますので、その他報告事項は終わります。以上で本日の日程はすべて終了しました。

これもちまして、平成 20 年第 1 回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午前 10 時 42 分 閉会